

社会保険 いばらき

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部
発行：財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

12

東日本大震災により被災された皆さまへ

2011 December
NO.401

- 年金受給者の皆さまへ
- 国民年金保険料を納めている方へ
- 年金セミナー・健康管理講座を開催しました



「初冬の風景」(撮影・高萩市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

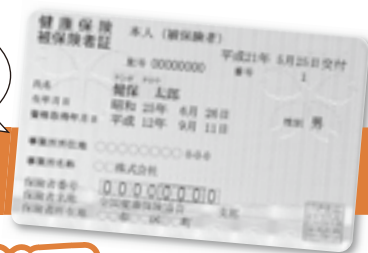
職場内で回覧しましょう

証明書類の添付が困難な場合は、「申立欄」に記入し、可能な限り事業主、親類、知人等より証明を受けてご提出ください。

「受取代理人の欄」の被保険者および受取代理人の④は、必ず押印してください。(受取代理人の④は、被保険者の④と別の印鑑で押印してください。)

檢索

水色の保険証
をお持ちの方



東日本大震災により被災された皆さまへ

平成23年7月1日から被災対象の方について 医療機関等の窓口での取扱いが以下のように変わりました

1 医療機関等を受診した際に窓口負担が免除となるためには、一部負担金等の免除証明書の提示が必要です。

平成23年7月1日からは、以下の要件に該当される方は、協会支部が発行する一部負担金等の**免除証明書**の提示が必要です。

対象となる方

- (1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震の発生以後、他市町村へ転出した方を含む)であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方
 - ① 住家が**全半壊**若しくは**全半焼**した方(住家が一部損壊は該当になりません)
 - ② 被保険者が**重篤な傷病**を負った方
 - ③ 被保険者の**行方が不明**である方
 - ④ **福島原発の避難指示地域、計画的避難区域**又は**緊急時避難準備区域**に指定された方
 - ⑤ **長期避難世帯**である方
 - ⑥ 特定避難勧奨地点に住居しているため、避難されている方
 - ⑦ 上記①～⑥に準じた事情にある方

◆対象となる方は、『健康保険一部負担金等免除申請書』に申請事由を証明する「り災証明書写し」「被災証明書写し」など添付していただき、協会支部まで申請してください。

2 一部負担金等の還付について

一部負担金等の免除等が受けられることを知らなかった方や一部負担金等免除証明書の交付が遅れた方で、既に医療機関等の窓口で一部負担金等のお支払いをされている場合は、お支払いいただいた一部負担金等を還付いたします。(差額ベット代など保険外の費用は還付の対象となりません)

◆対象となる方は、『健康保険一部負担金等還付申請書』に『還付を受けようとする一部負担金等の領収書(原本)』『一部負担金等免除証明書の写し』を添付していただき、協会支部まで申請してください。

健診・保健指導の際に支払った料金の還付が受けられます

・一部負担金等の免除に該当する方に対し、協会けんぽが実施する健診・保健指導を受けた際に支払った自己負担相当額の還付を行っています。

還付対象となる健診等は次のとおりです。

- ① 生活習慣病予防健診(被保険者)
- ② 特定健診(被扶養者)
- ③ 特定保健指導(被扶養者)

還付申請の提出の際には次の書類が必要です。

- 東日本大震災の被害に伴う自己負担相当額還付申請書
- 領収書
- 協会けんぽが発行する免除証明書(コピー可)

※①～③すべて、平成23年3月11日から平成24年3月31日までに受診した方が対象となります。
健診・保健指導の還付は、加入者さまが健診実施機関等で一度お支払いされた後に、還付申請していただき、自己負担相当額を協会けんぽからお支払いするものです。

老齢基礎年金、老齢厚生年金などの老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法上『雑所得』として課税の対象となります。

日本年金機構では、これらの年金を受給されている方に「公的年金等の源泉徴収票」を1月中旬に送付します。

*遺族年金、障害年金は非課税のため送付されません。

年金受給者の 皆さまへ

源泉徴収票の再交付

源泉徴収票を紛失したときは、年金ダイヤルまたは、年金事務所へ電話で再交付の申請ができます。電話で再交付を申請される際は、

「基礎年金番号・コード」・「お名前」・「生年月日」・「ご住所」・「お電話番号」・「年金の振込先の金融機関名」が分かる状態をお願いします。

また、お急ぎの場合は、直接、各年金事務所、街角の年金相談センター（水戸、土浦）の窓口でお申込みください。ご本人以外の方が窓口で手続きする際には『委任状、委任状に押した印鑑、来所される方の身分証明書』が必要です。

源泉徴収票は1月中旬に送付します

亡くなられた方の源泉徴収票

亡くなられた方の場合、死亡届を提出された方あて「準確定申告用源泉徴収票」が届出をされてから2～3ヵ月後に送付されます。

届出された方が、死亡された方の配偶者、子、親、孫、祖父母、兄弟姉妹以外の場合は、年金事務所にご相談ください。

ねんきんダイヤル

TEL

0570-05-1165

IP電話・PHS

03-6700-1165

国民年金保険料を納めている方へ

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となりますので、年末調整や確定申告の際は忘れずに申告しましょう。

国民年金保険料の支払いについては、社会保険料控除を受けるためには、保険料の支払いを証明する書類が必要です。

確定申告の際には、保険料を納めたときに交付される領収書や、日本年金機構から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を添付してください。



平成23年1月1日から平成23年9月30日時点で、
国民年金保険料の納付実績がある方

控除証明書は、11月に日本年金機構から送付されています。

平成23年10月1日から平成23年12月31日時点で、
その年初めて国民年金保険料を納めた方

控除証明書は、平成24年2月上旬に順次日本年金機構から送付されます。

控除証明書に関するお問い合わせ

控除証明書専用ダイヤル

☎0570-070-117

IP 電話の方 ☎03-6700-1130

平成23年11月1日～平成24年3月15日 平日8:30～17:15

※確定申告に関するお問い合わせは、お住まいの住所地を管轄する税務署になります。

厚生年金保険・健康保険の 各種申請書等の提出先一覧表

郵送による書類提出にご協力をお願いいたします

厚生年金保険・健康保険

への加入に関する手続

【事業所関係】

- 新規適用届
- 適用事業所 所在地・名称変更届
- 事業所関係変更（訂正）届
- 適用事業所全喪届 等

【被保険者資格関係】

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 被扶養者（異動）届
- 被保険者氏名変更届
- 被保険者生年月日訂正届
- 被保険者住所変更届
- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届
- 育児休業等取得者申出書
- 被保険者育児休業等終了時報酬月額変更届
- 年金手帳再交付申請書 等

年金事務所(旧社会保険事務所)で受け付けした書類は、全て茨城事務センターに回付されます。

なお、茨城事務センターでは窓口受付は行っておりませんので、届書等は直接郵送していただくよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

郵送

健康保険の給付や任意継続

等に関する手続

【健康保険給付関係】

- 健康保険給付(療養費、傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、高額療養費、埋葬料等)の申請書
- 限度額適用認定申請書

【任意継続被保険者関係】

- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者氏名・住所変更届
- 任意継続被扶養者(異動)届 等

【健康保険証関係】

- 健康保険被保険者証再交付申請書

【保険事業関係】

- 生活習慣病予防健診申込書
- 特定健康診査受診券申請書 等

【貸付事業関係】

- 高額医療費貸付・出産費貸付の申込書

【レセプト関係】

- 第三者行為による傷病届

資格取得、被扶養者の追加、氏名・生年月日の訂正等による健康保険証の発行は、日本年金機構から情報提供を受けて協会けんぽが行います。

なお、通知書は日本年金機構 北関東・信越ブロック茨城事務センターより送付されます。

郵送

日本年金機構 北関東・信越ブロック本部 茨城事務センター

〒310-0062 水戸市大町1-2-17
ホームページアドレス
<http://www.nenkin.go.jp/>
「日本年金機構」で検索してください。

日本年金機構

検索

全国健康保険協会 茨城支部

〒310-8502
水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル
TEL.029-303-1500(代表)
ホームページアドレス
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
「協会けんぽ」で検索してください。

協会けんぽ

検索

詳しくは、お近くの年金事務所または、協会けんぽへお問い合わせください。

「年金セミナー・健康管理講座」を開催しました



土浦会場

茨城県社会保険協会では11月の「年金月間」に合わせて、11月8日・10日・11日の三日間、「土浦市民会館」「ホテルレイクビュー水戸」「鹿嶋勤労文化会館」の三会場において、会員事業所の被保険者及びその配偶者150名の参加を頂き、「年金セミナー・健康管理講座」を開催いたしました。

この「年金セミナー・健康管理講座」は会員事業所に勤務され、退職を間近に控えた58歳以上の被保険者及びその配偶者を対象に、退職後のライフプラン・健康管理に必要な情報を提供し、退職後の生活設計に役立てていただくことを目的に社会保険協会の年金相談事業の一環として実施しております。



水戸会場

「年金セミナー・健康管理講座」は講師に年金セミナー講師として、齋藤敬徳先生（特定社会保険労務士）、健康管理講師に齋藤幸子先生（管理栄養士）を講師に迎えて退職後の年金と健康保険・健康管理について講演をいただきました。

セミナーに参加された皆さまは、年金と医療・退職後の生きがい・健康管理等、講師の説明に熱心にメモを取りながら、間近に迎える人生の説目のプラン設計に聴き入っております。



鹿嶋会場

この「年金セミナー・健康管理講座」は平成24年2月にも水戸市・龍ヶ崎市・つくば市を会場に開催を計画しておりますので、生きがいのある豊かな退職後の生活を送るため、是非ご参加ください。

